

東社協福祉施設経営相談室だより

No.130(全1枚)

平成30年11月5日

平成31年4月からの会計監査人設置基準引下げ、延期

平成31年4月からの会計監査人設置基準の引下げ延期について、事務連絡「社会福祉法人における会計監査人に係る調査と平成31年4月の引下げ延期について」（11月2日付）が厚労省より発出されました。

会計監査人の設置基準については、平成31年度から「収益20億円又は負債40億円超」、平成33年度から「収益10億円又は負債20億円超」の法人に段階的に対象範囲を拡大することとされていました。

しかし、今回、厚生労働省は、会計監査人の設置を円滑に進めていくために、会計監査の実施による効果や導入する場合の課題等について調査し、その結果を検証した上で、設置基準を検討することとしました。

そのため、法人の準備期間等を考慮し、平成31年4月から会計監査人の設置基準を引下げることを行わないこととしました。

なお、会計監査の実施による効果や導入する場合の課題等を把握するため、①平成29年度の会計監査を実施した全ての社会福祉法人（約400法人）を対象とした調査、②収益10億円を超える法人又は負債20億円を超える法人（約1,700法人）を対象とした調査を実施することとしています。

《参照先》【東社協ホームページ】

事務連絡「社会福祉法人における会計監査人に係る調査と平成31年4月の引下げ延期について」（厚労省 社援）

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/keieiryoku/horei.html>

ホーム > 社会福祉法人経営力強化事業 > 1. 社会福祉法人制度改革関係法令・通知

東京都社会福祉協議会 経営相談室

社会福祉法人・福祉施設の経営・運営に関する相談を受けています。日常の施設運営にかかる相談の他、弁護士・公認会計士・税理士・社会保険労務士がそれぞれの専門分野の相談に応じます。

月曜～金曜（祝祭日、年末年始休）9時～17時45分 TEL03-3268-7170

* 本相談室へのご相談は、東社協HPにある指定の相談票にご記入のうえ、k_soudan@tcsw.tvac.or.jpへお送りください。